

輸入の禁止の除外基準
(規則第9条及び別表2の2関係)

1. 規則別表2の2について、次のとおり改正する（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

地域	植物	基準	改正の理由
1. アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・グイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第1に掲げるものを除く。）、まるきんかん、マンゴウ（別表2の付表第43、第51及び第53に掲げるものを除く。）、もも、ももたまな、りんご、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（付表第2及び別表2の付表第39に掲げるものを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 ① <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 ② 輸出国の政府機関が指定する処理施設におい	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。

		て、 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ) を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	
2. アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ポリビア	すいか、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゅうり属植物の生果実	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha grandis</i>に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>① <i>Anastrepha grandis</i>が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>② 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha grandis</i>を殺虫するために適切と認められる方</p>	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。

		法による処理が行われること。	
3. エルサルバドル、グア テマラ、コスタリカ、 ニカラグア、パナマ、 ベリーズ、ホンジュラ ス、メキシコ	かき、カシューナッツ 、くだものどけい、ざ くろ、なし、フェイジ ョア、ふともも、マメ ーリング、まるめろ、 マンゴウ、もも、もん びん、ロコトとうがら し、カシミロア属植物 、コーヒーノキ属植物 、ばんじろう属植物、 ばんれいし属植物及び みかん属植物（ライム 及びレモンを除く。） の生果実	1 輸出国の政府機 関により発行され 、かつ、その検査 の結果検疫有害動 植物が付着してい ないことを確かめ 、又は信ずる旨を 記載した検査証明 書又はその写しを 添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書 又はその写しには 、輸出国の政府機 関により定められ た作業計画に従い 、次のいずれかの 措置が行われ、か つ、 <i>Anastrepha l</i> <i>udens</i> （メキシコ ミバエ）に侵され ていないことが特 記されていること ① <i>Anastrepha l</i> <i>udens</i> （メキシ コミバエ）が発 生していない状 態が維持されて いる地域として 輸出国の政府機 関が指定する地 域において生産 されること。 ② 輸出国の政府 機関が指定する 処理施設におい て、 <i>Anastrepha</i> <i>ludens</i> （メキ シコミバエ）を 殺虫するために 適切と認められ る方法による処 理が行われるこ	リスクアナリ シスの結果に 基づき、新た に追加する除 外基準、その 対象地域及び 対象植物を規 定。

		と。	
4. エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ	アセロラ、アーモンド、ごれんし、サボジラ、ジャボチカバ、すもも、なし、びわ、マヤナッツ、マンゴウ（別表2の付表第43、第51及び第53に掲げるものを除く。）、あかてつ属植物、かき属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ふともも属植物及びユーゲニア属植物の生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Anastrepha obliqua</i> （ニシインドミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 ① <i>Anastrepha obliqua</i> （ニシインドミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 ② 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、 <i>Anastrepha obliqua</i> （ニシインドミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。

<p>5. <u>アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）</u>、<u>西インド諸島</u>、<u>フランス領ギアナ</u></p>	<p><u>アキー</u>、<u>アセロラ</u>、<u>かき</u>、<u>クリソバラヌス・イカコ</u>、<u>ごれんし</u>、<u>サポジラ</u>、<u>ジャボチカバ</u>、<u>すいしようがき</u>、<u>すもも</u>、<u>ながきんかん</u>、<u>なし</u>、<u>びわ</u>、<u>マンゴウ</u>、<u>もも</u>、<u>ももたまな</u>、<u>りんご</u>、<u>にんめんし属植物</u>、<u>ばんじろう属植物</u>、<u>ばんれいし属植物</u>、<u>ふともも属植物</u>、<u>みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）</u>及び<u>ビューゲニア属植物の生果実</u></p>	<p>1. <u>輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u></p> <p>2. <u>1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）に侵されていないことが特記されていること。</u></p> <p><u>① <i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</u></p> <p><u>② 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</u></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
---	---	---	---

<p>6. アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。） カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>アルファルファ、さつまいも、せいようひるがお、そらまめ、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、においひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera cockerelli</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera cockerelli</i>に侵されていないこと（<i>Bactericera cockerelli</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>7. インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。） ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリ</p>	<p>エリシムム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなずな、しろぎ、しろばなやしゆちようせんあさがお、せいようとげあざみ、せいようのだいこん、せいようひるがお、たまねぎ、てんさい、なずな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ぶたくさ、あぶらな属植物及びなす属植物の生茎葉及び生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera nigricornis</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bacteric</i></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>

<p>一、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ</p>		<p><i>era nigricornis</i>に侵されていないこと (<i>Bactericera nigricornis</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。)が特記されていること。</p>	
<p>8. イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、チェコ、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島</p>	<p>セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera trigonica</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera trigonica</i>に侵されていないこと (<i>Bactericera trigonica</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。)が特記されていること。</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>9. インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、フランス、アルジェリア、エジプト、カナリ</p>	<p>アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウエシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリヤ・ミヌテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペステイフェ</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>

<p>ア諸島、スーダン、チュニジア、ナミビア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、ジャマイカ、プエルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>ル、シシンブリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・マイクロカルパ、すべりひゆもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノサ、とうがらし、トマト、にせからくさけまん、にんじん、のはらがらし、はたざおがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パポッサ、ほうれんそう、やりのほあかざ、レピディウム・ラシオカルプム、あかざ属植物、あぶらな属植物、あま属植物、アリッサム属植物、キスツス属植物、ぎよりゆう属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロシラス属植物、せいようふうちようそう属植物、のうぜんはれん属植物、ばら属植物、ひやくにちそう属植物、ひゆ属植物、ふうろそう属植物、ふだんそう属植物、ペチュニア属植物、マッティオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉</p>	<p>であること。 2. 1の検査証明書又はその写しには、<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ) に侵されていないことが特記されていること。</p>	
<p>10. アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム</p>	<p>いんげんまめ、キノア、さつまいも、すいか、だいず、トマト、なす、ばれいしよ、らつかせい、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1. 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>

		<p>であること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジユウイチホシウリハムシ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジユウイチホシウリハムシ) に侵されていないことが特記されていること。</p>	
<p>11. 南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、ばれいしよ、ムクナ・プルリエンス、もも、らつかせい、さいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ) に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>12. アイルランド、イタリ</p>	<p>おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひ</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され</p>	<p>リスクアナリシスの結果に</p>

<p>ア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。） 、エストニア、オーストリア、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド</p>	<p>まわり、べいまつ、ヨーロッパきいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Otiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Otiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>13. イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、</p>	<p>これ属植物の木材</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus multistriatus</i>（セスジキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus multistriatus</i></p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>

<p>マケドニア旧ユーゴス ラビア共和国、モルド バ、ルクセンブルク、 ルーマニア、ロシア、 アルジェリア、エジプ ト、アメリカ合衆国、 カナダ、チリ、メキシ コ、オーストラリア、 ニュージーランド</p>		<p>(セスジキクイム シ) に侵されてい ないこと (<i>Scolyt us multistriatus</i> (セスジキクイム シ) について消毒 を行った場合は、そ の旨を含む。) が特 記されていること 。</p>	
<p>14. インド、イラン、トル コ、アイルランド、ア ゼルバイジャン、アル バニア、アルメニア、 アンドラ、イタリア、 ウクライナ、英国、オ ーストリア、オランダ 、ギリシャ、クロアチ ア、ジョージア、スイ ス、スウェーデン、ス 페인、スロバキア、 スロベニア、セルビア 、タジキスタン、チェ コ、デンマーク、ドイ ツ、ハンガリー、フラ ンス、ブルガリア、ベ ラルーシ、ベルギー、 ボスニア・ヘルツェゴ ビナ、ポーランド、ポ ルトガル、モナコ、モ ルドバ、リトアニア、 リヒテンシュタイン、 ルクセンブルク、ルー マニア、ロシア</p>	<p>これ属植物の木材</p>	<p>1 輸出国の政府機 関により発行され 、かつ、その検査 の結果検疫有害動 植物が付着してい ないことを確かめ 、又は信ずる旨を 記載した検査証明 書又はその写しを 添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書 又はその写しには 、<i>Scolytus scoly tus</i> (ヨーロッパ ニレノキクイムシ) を発見するため に適切と認められ る方法による検査 が行われ、かつ、 <i>Scolytus scolytu s</i> (ヨーロッパニ レノキクイムシ) に侵されていない こと (<i>Scolytus sc olytus</i> (ヨーロッ パニレノキクイム シ) について消毒 を行った場合は、そ の旨を含む。) が特 記されていること 。</p>	<p>リスクアナリ シスの結果に 基づき、新た に追加する除 外基準、その 対象地域及び 対象植物を規 定。</p>
<p>15. モンゴル、イタリア、 ウクライナ、英国、オ</p>	<p>イノンド、おらんだぜ り、クミン、コエンド ロ、セロリー、にんじ</p>	<p>1 輸出国の政府機 関により発行され 、かつ、その検査</p>	<p>リスクアナリ シスの結果に 基づき、新た</p>

<p>オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア</p>	<p>ん及びひめういきょうの生茎葉</p>	<p>の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Trioza apicalis</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Trioza apicalis</i>に侵されていないこと(<i>Trioza apicalis</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。)が特記されていること</p> <p>—</p>	<p>に追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>16. アイルランド、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、ニュージーランド</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <i>Phytophthora kernoviae</i> ・ 新規追加に伴う項番号(1から16へ)の変更。
<p>17. アイルランド、イタリア、英国、英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、リトアニア、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、カナダ</p>	<p>とさみずき、ノトリトカルプス・デンスフロルス、ヒドラングエア・シーマニアイ、アジアンタム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、</p>	<p>[略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <i>Phytophthora ramorum</i> ・ 新規追加に伴う項番号(2から17へ)の変更。 ・ リスクアナリシスの結果に基づき、新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。

おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きょうちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、ショワジア属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルポス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、すのき(こけもも)属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんさく属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とねりばはぜ

のき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしきぎ属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしばみ属植物、はなずおう属植物、ばら属植物、パラクメリア属植物、パロツティア属植物、はんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植物、まんさく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの

<p>18. イラン、トルコ、アイ ルランド、アルバニア 、イタリア、ウクライ ナ、オーストリア、オ ランダ、ギリシャ、ク ロアチア、スイス、ス ペイン、スロバキア、 スロベニア、セルビア 、チェコ、デンマーク 、ドイツ、ノルウェー 、ブルガリア、ベルギ ー、ポーランド、ポル トガル、マケドニア旧 ユーゴスラビア共和国 、ルーマニア、ロシア</p>	<p>ゼルコウア・カルピニ フォリア及びこれ属植 物の生植物（種子及び 果実を除く。）及び木 材</p>	<p>1 輸出国の政府機 関により発行され 、かつ、その検査 の結果検疫有害動 植物が付着してい ないことを確かめ 、又は信ずる旨を 記載した検査証明 書又はその写しを 添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書 又はその写しには 、<i>Ophiostoma nov o-ulmi</i> subsp. <i>no vo-ulmi</i>を発見す るために適切と認 められる方法によ る検査が行われ、 かつ、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp . <i>novo-ulmi</i>に侵 されていないこと が特記されている こと。</p>	<p>リスクアナリ シスの結果に 基づき、新た に追加する除 外基準、その 対象地域及び 対象植物を規 定。</p>
<p>19. インド、インドネシア 、タイ、台湾、中華人 民共和国、イスラエル 、トルコ、イタリア、 ギリシャ、セルビア、 ハンガリー、ナイジェ リア、南アフリカ共和 国、アメリカ合衆国、 コスタリカ、ブラジル 、オーストラリア、北 マリアナ諸島、グアム</p>	<p>きゆうり、すいか、せ いようかぼちや、とう がん、にほんかぼちや 、ペポかぼちや、メロ ン及びゆうがおの種子 であつて栽培の用に供 するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機 関により発行され 、かつ、その検査 の結果検疫有害動 植物が付着してい ないことを確かめ 、又は信ずる旨を 記載した検査証明 書又はその写しを 添付してあるもの であること。 2 1の検査証明書 又はその写しには 、次のいずれかの 措置が行われ、か つ、<i>Acidovorax a venae</i> subsp. <i>cit rulli</i>（スイカ果 実汚斑細菌病菌） に侵されていない</p>	<p>リスクアナリ シスの結果に 基づき、規則 別表1の2で 規定する「輸 出国での栽培 地における検 査」の対象か ら規則別表2 の2で規定す る「基準」の 対象の検疫有 害動植物へ変 更。</p>

		<p>ことが特記されていること。</p> <p>① <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citriculi</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p> <p>② 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p>	
<p>20. スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>おおぶどうほおずき、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ドウルカマラ、たばこ、とうがらし、トマト、ながぼくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>21. 大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン</p>	<p>キウイフルーツ、さるなし及びみやままたたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除</p>

<p>ン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、ニュージーランド</p>	<p>む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>① 花粉については、輸出国の政府機関が指定する<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 が発生していない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われること。</p> <p>② 花粉以外の生植物については、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>—</p>	<p>外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>22.</p>	<p>ごま、せいようわさび</p>	<p>1 輸出国の政府機</p>	<p>リスクアナリ</p>

<p>パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Spiroplasma citri</i> に侵されていないことが特記されていること</p>	<p>シスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
<p>23. 台湾、イラン、トルコ、イタリア、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>アエスクルス・ヒブリダ、アボカド、あめりかすずかけのき、あめりかはなすおう、あめりかむらさきしきぶ、あめりかやまぼうし、アルテミシア・ダグラシアナ、アルヌス・ロンビフォリア、アンペロプシス・アルボレア、いちじく、いちよう、いわだれそう、ウエストリンギア・フルティコサ、エウカリプツス・カマルドゥレンシス、エウカリプツス・グロブルス、エンケリア・ファリノサ、おとめふうろ、オリガナム・マヨラナ、オリーブ、カマエクリスタ・ファスキクラタ、からたち、かりふおるにあす</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Xylella fastidiosa</i> に侵されていないことが特記されていること</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、新たに追加する除外基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>

ずかけのき、ゲニスタ
・モンスペッスラーナ
、ケルキス・オッキデ
ンタリス、こしようぼ
く、こせんだんぐさ、
コプロスマ・レペンス
、サルウィア・アピア
ナ、サルウィア・メッ
リフェラ、さるすべり
、ジャカラнда・ミモ
シフォリア、すいかず
ら、せいようきづた、
せいようきようちくと
う、ソリダゴ・フィス
ツローサ、たいさんぼ
く、つるうめもどき、
テーダまつ、とうぐわ
、なんてん、にちにち
そう、はいきんぼうげ
、バージニアづた、ピ
スタシオノキ、びろう
どとねりこ、ぶな、ペ
カン、ヘテロメレス・
アルブティフォリア、
ホホバ、ポリガラ・ミ
ルティフォリア、マル
ウア・パルウィフロラ
、マルビウム・ウルガ
レ、むくげ、もみじば
ふう、ヤポンノキ、ユ
グランズ・カリフォル
ニカ、ユニペルス・ア
シェイ、ゆりのき、ラ
ティビダ・コルムナリ
ス、レダマ、レッドマ
ルベリー、おおふとも
も属植物、おらんだふ
うろ属植物、かえで属
植物、きいちご属植物
、きんかん属植物、く
わがたそう属植物、こ
なら属植物、コーヒー
ノキ属植物、さくら属
植物、すのき（こけも
も）属植物、つるにち
にちそう属植物、なし
属植物、にれ属植物、

。

	にわとこ属植物、バツ カリス属植物、ぶどう 属植物、みかん属植物 、やなぎ属植物及びわ すれぐさ属植物の生植 物（種子及び果実を除 く。）であつて栽培の 用に供するもの		
24. インド、中華人民共和 国、アフガニスタン、 イスラエル、イラン、 トルコ、イタリア、ウ クライナ、英国、オー ストリア、オランダ、 ギリシャ、クロアチア 、スロベニア、チェコ 、ドイツ、フランス、 ベラルーシ、ベルギー 、ポーランド、マルタ 、ロシア、エジプト、 ガーナ、ナイジェリア 、アメリカ合衆国、コ スタリカ、チリ、ドミ ニカ共和国、ベネズエ ラ、ペルー、オースト リア、ニュージーラ ンド	とうがらし、トマト、 ばれいしよ及びペチュ ニア属植物の種子であ つて栽培の用に供する もの並びにアボカド、 しまほおずき、ストレ プトソレン・ジェイム ソニー、ソラヌム・ラ ントネッティ、たま さんご、つるはななす 、とうがらし、トマト 、ばれいしよ、ペピー ノ、カリブラコア属植 物、ケストルム属植物 、ダリア属植物、ブル グマンシア属植物及び ペチュニア属植物の生 植物（種子及び果実を 除く。）であつて栽培 の用に供し得るもの	[略]	・Potato spin dle tuber vir oid (ジャガイ モやせいもウ イロイド) ・リスクアナ リシスの結果 に基づき、す べての植物に ついて規則別 表1の2で規 定する「輸出 国での栽培地 における検査 」の対象から 規則別表2の 2で規定する 「基準」（遺 伝子診断によ る検査）の対 象の検疫有害 動植物へ変更 、及び新たに 発生が確認さ れた地域を追 加。
25. 中華人民共和国、シリ ア、アイルランド、イ タリア、英国、オー ストリア、オランダ、キ プロス、ギリシャ、ス イス、スウェーデン、 スペイン、チェコ、デ ンマーク、ドイツ、ハ ンガリー、フィンラン ド、フランス、ブルガ	トマトの種子であつて 栽培の用に供するもの 並びにあらげしゆんぎ く、いぬほおずき、エ キウム・クレティクム 、エキウム・フミレ、 きだちたばこ、けちよ うせんあさがお、ケノ ポディウム・ムラレ、 コニザ・アルビダ、シ ンブリウム・イリオ	[略]	・Pepino mosa ic virus ・リスクアナ リシスの結果 に基づき、す べての植物に ついて規則別 表1の2で規 定する「輸出 国での栽培地 における検査

<p>リア、ベルギー、ポ ランド、リトアニア、 カナリア諸島、南アフ リカ共和国、アメリカ 合衆国、カナダ、エク アドル、チリ、ペルー 、メキシコ</p>	<p>、タラクサクム・ウル ガレ、ディプロタクシ ス・エルコイデス、ト マト、バッシア・スコ パリア、ばれいしよ、 ピプタテルム・ムルテ イフロルム、ひろはひ るがお、ペピーノ、ほ んきんせんか、モリカ ンディア・アルウエン シス、ようしゆきだち るりそう、サヨペルシ コン・ピンピネサフォ サウム、おおばこ属植 物、オノポルドウム属 植物、ぎしぎし属植物 、コロノプス属植物、 せいようひるがお属植 物、ぜにあおい属植物 、のげし属植物及びひ ゆ属植物の生植物（種 子及び果実を除く。） であつて栽培の用に供 し得るもの</p>		<p>」の対象から 規則別表 2 の 2 で規定する 「基準」（遺 伝子診断によ る検査）の対 象の検疫有害 動植物へ変更 、及び新たに 発生が確認さ れた地域を追 加。</p>
<p>26. イタリア、英国、デン マーク、ドイツ、フラ ンス、マリ、アメリカ 合衆国、カナダ、コス タリカ</p>	<p>トマトの種子であつて 栽培の用に供するもの 並びにグロキシニア（ シーマニア）・ギムノ ストマ、グロキシニア （シーマニア）・ネマ タントデス、グロキシ ニア（シーマニア）・ プルプラスケンス、コ ルムネア・エリトロフ アエア、<u>トマト</u>、ネマ タンツス・ウェッツテ イニ及びブルンフェル シア・ウンドウラタの 生植物（種子及び果実 を除く。）であつて栽 培の用に供し得るもの</p>	<p>[略]</p>	<p>・ <i>Columnea la tent viroid</i> ・ リスクアナ リシスの結果 に基づき、す べての植物に ついて規則別 表 1 の 2 で規 定する「輸出 国での栽培地 における検査 」の対象から 規則別表 2 の 2 で規定する 「基準」（遺 伝子診断によ る検査）の対 象の検疫有害 動植物へ変更 、及び新たに 発生が確認さ れた地域を追</p>

			加。
27. [略]	ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	[略]	<ul style="list-style-type: none"> ・ <i>Mexican papita viroid</i> ・ リスクアナリシスの結果に基づき、すべての植物について規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査）の対象の検疫有害動植物へ変更。
28. インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガーナ、チュニジア、セネガル、コートジボワール	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラヌム・ラントネッティ、たまさんご、つるはななす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	[略]	<ul style="list-style-type: none"> ・ <i>Tomato apical stunt viroid</i> ・ リスクアナリシスの結果に基づき、すべての植物について規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査）の対象の検疫有害動植物へ変更、及び新たに発生が確認された地域を追加。

<p>29. [略]</p>	<p>トマト及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、ひめつるにちにちそう、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>[略]</p>	<p>・ <i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> ・ リスクアナリシスの結果に基づき、すべての植物について規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査）の対象の検疫有害動植物へ変更。</p>
<p>30. タイ、オランダ、カナダ</p>	<p>とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pepper chat fruit viroid</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>リスクアナリシスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査）の対象の検疫有害動植物へ変更。</p>
<p>31.</p>	<p>トマトの生植物（種子</p>	<p>1 輸出国の政府機関</p>	<p>リスクアナリ</p>

<p>メキシコ</p>	<p>及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>関により発行され、かつ、その検査の結果果検疫有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato planta macho viroid</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>シスの結果に基づき、規則別表1の2で規定する「輸出国での栽培地における検査」の対象から規則別表2の2で規定する「基準」（遺伝子診断による検査）の対象の検疫有害動植物へ変更。</p>
-------------	---------------------------------	---	---

2. 付表について、次のとおり新たに追加する（下線部が追加箇所）。

<p>付表</p> <p>1 <u>メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実</u></p> <p>2 <u>メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実</u></p>
--